

平成29年第1回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月17日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第9号まで、議案第11号、議案第12号、議案第16号及び議案第18号
(平成29年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第28号 公益的法人等への八雲町職員の派遣等に関する条例
(総務経済常任委員会委員長報告)
- 日程第 4 議案第10号 八雲町個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第13号 八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第14号 八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第15号 八雲町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第17号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第20号 財産の無償貸付けについて
- 日程第10 議案第21号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第22号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第23号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第29号 平成28年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 発議第 1号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書
- 日程第16 発議第 2号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書
- 日程第17 発議第 3号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書
- 日程第18 発議第 4号 自衛隊部隊の南スーダンからの撤退・派遣中止を求める意見書
- 日程第19 発議第 5号 「共謀罪」の国会提出に反対する意見書
- 日程第20 発議第 6号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止を求める意見書

- 日程第 2 1 発議第 7 号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書
- 日程第 2 2 発議第 8 号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書
- 日程第 2 3 発議第 9 号 国民健康保険における子どもにかかる均等割額の免除及び軽減に関する意見書
- 日程第 2 4 発議第 1 0 号 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する意見書
- 日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（15名）

	1 番	安 藤 辰 行 君		3 番	佐 藤 智 子 君
	4 番	横 田 喜世志 君		5 番	三 澤 公 雄 君
	6 番	掛 村 和 男 君		7 番	田 中 裕 君
	8 番	赤 井 睦 美 君		9 番	牧 野 仁 君
	1 0 番	大久保 建 一 君		1 1 番	宮 本 雅 晴 君
副議長	1 2 番	千 葉 隆 君		1 3 番	岡 田 修 明 君
	1 4 番	黒 島 竹 満 君		1 5 番	斎 藤 實 君
議 長	1 6 番	能登谷 正 人 君			

○欠席議員（1名）

2 番 岡 島 敬 君

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	伊 瀬 司 君
副 町 長	植 杉 俊 克 君	総 務 課 長	城 近 眞 君
企 画 振 興 課 長		併選挙管理委員会事務局長	
兼行財政改革推進室長	萬 谷 俊 美 君	情 報 政 策 室 長	吉 田 邦 夫 君
新幹線推進室長	石 坂 浩 太 郎 君	総 合 病 院 建 設 企 画 課 長	
会 計 管 理 者		財 務 課 長	鈴 木 敏 秋 君
兼 会 計 課 長	川 崎 芳 則 君	兼収納対策室長	
保 健 福 祉 課 長	三 澤 聡 君	住 民 生 活 課 長	竹 内 友 身 君
農 林 課 参 事	森 太 郎 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
商工観光労政課長	北 川 正 敏 君	併農業委員会事務局長	
建 設 課 長	佐 藤 隆 雄 君	水 産 課 長	吉 田 一 久 君
公園緑地推進室長	戸 田 淳 君	商工観光労政課参事	藤 牧 直 人 君
落 部 支 所 長		環 境 水 道 課 長	馬 着 修 一 君
学 校 教 育 課 長	荻 本 和 男 君	教 育 長	田 中 了 治 君
体 育 課 長	浅 井 敏 彦 君	社 会 教 育 課 長	
監 査 委 員	千 田 健 悦 君	兼 図 書 館 長	足 立 直 人 君
総合病院管理課長	成 田 耕 治 君	郷 土 資 料 館 長	
消 防 長	桜 井 功 一 君	町 史 編 さん 室 長	
八雲消防署管理課長	高 橋 朗 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	小 栗 由 美 子 君
		総合病院事務長	齊 藤 眞 弘 君
		総合病院医事課長	沢 野 治 君
		八 雲 消 防 署 長	大 淵 聡 君
		八雲消防署消防課長	今 村 幸 一 君
【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】			
地 域 振 興 課 長	牧 茂 樹 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	井 口 貴 光 君
産 業 課 長	田 村 春 夫 君	熊 石 教 育 事 務 所 長	野 口 義 人 君
海洋深層水推進室長	伊 丸 岡 徹 君	熊 石 国 保 病 院 事 務 長	桂 川 芳 信 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	山 田 耕 三 君	併議会事務局次長	岡 島 広 幸 君
併監査委員事務局長		監 査 委 員 事 務 局 次 長	
庶 務 係 長	吉 田 正 樹 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開議 午前 10 時 00 分〕

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は 14 名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に田中裕君と岡田修明君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。
本日の会議に岡島敬議員欠席、掛村和男議員遅刻する旨の届出がございます。
次に、本日の会議に、予算特別委員会に付託をした平成 29 年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。また、3 月 9 日の会議で総務経済常任委員会に付託をした議案第 28 号の審査報告書が提出されております。
次に、町長より補正予算 1 件及び諮問 1 件が追加提出されております。
次に、議員発議による意見書 10 件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。
以上でございます。

◎ 日程第 2 議案第 1 号から議案第 9 号まで、議案第 11 号、 議案第 12 号、議案第 16 号及び議案第 18 号

- 議長（能登谷正人君） 日程第 2 議案第 1 号から議案第 9 号まで、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 16 号及び議案第 18 号の各案を一括議題といたします。
本件は、かねて審査を付託しておりました予算特別委員会からの報告を受け、議題とするものであります。
報告書はお手元に配布のとおりであります。
予算特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
○4 番（横田喜世志君） 議長。
○議長（能登谷正人君） 横田委員長。
○4 番（横田喜世志君） 予算特別委員会における審査の経緯並びに結果について、ご報告いたします。
当委員会は去る 9 日の本会議で付託を受けた後、当日正副委員長の互選を行い、委員長

に私が、副委員長に宮本雅晴委員がそれぞれ選出されました。

本会議で付託のありました議案第 1 号から議案第 9 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 16 号及び議案第 18 号の 13 件、すなわち平成 29 年度各会計予算及び関連議案の審査に当たるため、13 日から町長をはじめ各担当職員らの出席を求めて予算特別委員会を開催いたしました。審査は各担当課より説明を受けた後質疑に入り、延べ 4 日間に渡り慎重に行われました。その経過につきましては各位ご承知の通りでありますので、省略させていただきますが、長時間に渡り審査にご協力をいただきました委員各位、執行部の皆様に心より感謝を申し上げます。

審査の結果はお手元に配布の審査結果報告書のとおり、各案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定されました。町理事者におかれましては厳しい財政状況の中ではありますが、審査の過程で出された各意見などを真摯に受け止め事務の執行に当たられますよう申し上げます。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員であることからこれを省略いたします。

委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものであります。

これより各案を区分して討論を行います。

まず、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 16 号及び議案第 18 号の 4 件について、これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 16 号及び議案第 18 号の 4 件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 16 号及び議案第 18 号の 4 件について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 16 号及び議案第 18 号の 4 件については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 1 号から議案第 9 号まで、平成 29 年度各会計予算について、これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 件について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9件については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第28号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第28号公益的法人等への八雲町職員の派遣等に関する条例を議題といたします。

本件は、平成29年3月9日の会議において総務経済常任委員会に審査の付託がなされたもので、委員会からの報告を受けて議題とするものであります。

審査報告について、委員長の補足説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤委員長。

○3番（佐藤智子君） おはようございます。

総務経済常任委員会に付託された議案を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により報告を行います。

本案件は平成29年3月9日、平成29年第1回定例会において議案第28号公益的法人等への八雲町職員の派遣等に関する条例について、総務経済常任委員会へ付託されたものであります。本委員会は翌3月10日に第4回総務経済常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。審査の過程ではNPO法人住んでみたい北海道推進会議に町職員を派遣するにあたり、法人の組織形態、なぜ今回八雲に割り当てがきたのか、派遣に至った経緯、派遣の期間、派遣後の人員確保について質疑がなされたところであります。

また、派遣職員等の人件費等経費の負担を町が行うことの費用対効果について。また、派遣期間終了後のその人材が有効に町行政に活用されるような処遇を求めるなどの意見も出されました。

以上、質問や意見などがなされ慎重に審査した結果、反対討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、これをもって委員長報告とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第４ 議案第１０号

○議長（能登谷正人君） 日程第４ 議案第１０号八雲町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） おはようございます。

議案第１０号八雲町個人情報保護条例等の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

まず、概要説明の４ページをお開き願います。今回の改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いなどについて規定が設けられたことから、これに合わせて八雲町個人情報保護条例について改正を行おうとするものであります。

議案書１ページになります。第１条の八雲町個人情報保護条例の一部改正ですが、第２条第１号で、個人情報の定義について法に合わせて明確化するもので、第１号アとして、個人情報とは当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述等により特定個人を識別することが出来るものと規定し、同号イとして、個人識別符号が含まれるものと規定するものであります。この個人識別符号とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第２条第３項に規定する個人識別符号を言い、具体的には顔識別データ・指紋識別データ・旅券番号・個人番号・基礎年金番号などでございます。

次に第２号で要配慮個人情報の定義として、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報を追加するもので、具体的には人種・身上・社会的身分・病歴・犯罪の経歴・犯罪により害を被った事実・その他本人に対する不当な差別の情報でございます。

２ページをお開きください。第７条第３項は、先程説明した第２条第２項の要配慮個人情報の規定が追加されたことに伴い条文を整理するものであり、第８条は、第１項第７号に要配慮個人情報の届出等の事項を追加するものであります。第１９条は、第１項第２号で個人識別符号を含む情報開示の制限を追加するものであります。３ページをお開きください。第２１条は、番号法の条項の追加に伴う引用条項の整理をするものであります。

続いて第２条の八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、これは平成２７年に一部改正をしたもののうち、未施行となっている部分の改正を改めて行うもので、第２条第１項第３号は、番号法の改正に合わせて準用規定を追加するものであります。

す。4ページをお開きください。第23条第2項は情報提供等記録について、訂正等があった場合に通知する情報提供先を追加するものであります。

附則として第1条の規定は平成29年5月30日から、第2条の規定は公布の日から施行することとしております。

また、八雲町債権の管理に関する条例の一部改正については、第6条第1項で八雲町個人情報保護条例第2項の号の追加に伴う引用条例の整理をするものであります。

以上、簡単ではありますが議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第13号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第13号八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） おはようございます。

議案第13号八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書35ページであります。この度の条例改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定による介護保険法の改正により、関係省令等について所要の規定の整備等が行われたことから、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正され、通所介護のうち利用定員が18名以下のものを地域密着型サービスに位置づけられたことに伴い、地域密着型通所介護に関する基準の追加及び認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の

透明性を確保するため運営推進会議の設置について規定するなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえて、地域との連携等に関する規定等が見直されたため、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、条例改正にあたっては国の省令に基づき行っておりますが、非常災害対策につきましては既存条例及び北海道の基準との整合性をはかり、町独自の基準の規定を設けてございます。

それでは改正内容についてご説明申し上げます。最初に目次でございますが、第3章の2は、新たに創設された地域密着型通所介護の基準について、第1節基本方針から第5節、第4款運営に関する基準までを加えるものでございます。第14条から36ページの第30条は、定期巡回、随時対応型訪問介護、看護にかかる改正で、第14条、第16条、第17条及び第30条は引用する条項、文言の整理であります。

37ページになります。第54条は夜間対応型訪問介護にかかる改正で、文言の整理でございます。

第59条の2から56ページの第59条の38までは、新しく創設された地域密着型通所介護の基準を国の省令のとおり定めるものでございます。45ページをお開き願います。非常災害対策第59条の15第2項でございます。この規定は国の基準には規定されておられません。が、既存条例及び北海道の基準においては、東日本大震災の教訓を踏まえ社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然災害を含む非常災害対策の実施を規定しており、地域密着型通所介護においても町の独自基準として自然災害対策について規定するものでございます。

56ページになります。第60条から62ページの第80条までは認知症対応型通所介護にかかる改正で、第60条から58ページの第65条までは引用する条項、文言の整理でございます。第67条及び第68条は地域密着型通所介護の規定を準用するため削除するものでございます。59ページをお開き願います。第69条は文言の追加でございます。第72条は地域密着型通所介護の規定を準用するため削除するものでございます。第73条は文言の整理でございます。第74条から61ページの第78条までは、地域密着型通所介護の規定を準用するため削除するものでございます。62ページになります。第79条は引用する条項の整理でございます。第80条は引用する条項、読み替え規定の文言の整理でございます。この中で運営推進会議の設置、開催回数、記録の公表等について準用規定により新たに規定してございます。

第82条から65ページの第108条までは小規模多機能型居宅介護に係る改正で、第82条は指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が兼務できる同一敷地内にある施設等に、指定地域密着型通所介護事業所を加えるものでございます。第87条は引用する条項の整理でございます。第105条は地域密着型通所介護の規定を準用するため削除するものでございます。64ページの第107条は引用する条項の整理でございます。65ページになります。第108条は引用する条項、読み替え規定の文言の整理でございます。

第109条から66ページの第128条までは認知症対応型共同生活介護にかかる改正で、第

109 条及び 66 ページの第 127 条は引用する条項の整理でございます。第 128 条は引用する条項、読み替え規定の文言の整理でございます。

第 129 条から 67 ページの第 149 条までは地域密着型特定施設入居者生活介護にかかる改正で、第 129 条は引用する条項の整理でございます。67 ページになります。第 148 条は引用する条項の整理で、第 149 条は引用する条項、読み替え規定の文言の整理でございます。

68 ページになります。第 150 条から 69 ページの第 189 条までは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にかかる改正で、第 150 条は引用する条項の整理でございます。第 151 条は処遇等が適切に行われた際、人員基準の緩和が認められている併設事業所等に地域密着型通所介護を加えるものでございます。第 176 条は引用する条項の整理でございます。69 ページになります。第 177 条及び第 189 条は引用する条項、読み替え規定の文言の整理でございます。

70 ページになります。第 201 条から 71 ページの第 202 条までは、看護小規模多機能型居宅介護にかかる改正で、第 201 条は引用する条項の整理でございます。71 ページになります。第 202 条は引用する条項、読み替え規定の文言の整理でございます。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成 29 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、議案第 13 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 今の説明で文言の整理ということで、その辺の理解はするんですけども。この条例等々においては意味新しいというか、あら、というふうな説明があったんですけども。1 つは 18 名以下という、よく我々が言うのは 2 ユニットとかというふうな表現をされていますけれども、それを指して言っているのかどうか。

それともう 1 点は、今課長の説明の中で北海道の基準という説明をされたんですけども、これ以外に北海道の基準というのはどういうふうに明示されているのでしょうか。

以上、2 点です。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） まず 1 点目の 2 ユニット、これは特別養護老人ホーム、例えばですね、熊石荘が今改築している部分は施設ですね。施設の部屋のことで、例えばグループホームとかもそうなんですけれども。今度通所介護はデイサービスなので通いの方ですので、その通いの方の利用人数が 18 名以下の場合が、今回新たに小規模の部類に新しく区分分けされたということでございます。

それから 2 つ目の北海道の基準ですね。北海道においても同じ災害対策の部分は同じ条項を設けておりまして、道の指定する施設、今回は地域密着型になりましたので町が指定

するということですね、今まで道の指定していた基準の、その災害対策の部分そのまま町が同じ条項で規定するというございます。よろしくお願いいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） すみませんね、分からない事を聞いて。そこでね、私の母親もこの頃デイサービスとショートステイとかっていうふうな制度を利用しているんですけどもね。我々、私はこういうふうな条例云々説明されてもなかなか今までは理解するというのは、自分の理解度の中でも少ないのかな。したけども、母親がそういうものを利用することによって、実際自分に降りかかっているものですから、非常にここの条例等はこの頃非常に関心のあることなですよ。我々知識のない中で議論をするものですから、多少の不明な点がこれからも、分からない質問をすると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですね。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第14号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第14号八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第14号八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案書 72 ページをお開き願います。この度の条例改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定による介護保険法の改正により、関係省令等について所要の規定の整備等が行われたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正され、介護予防認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置について規定するなど、新たに創設された地域密着型通所介護の基準を踏まえて、地域との連携等に関する規定等が見直されたため、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは改正内容についてご説明申し上げます。第 9 条から 73 ページの第 40 条までは、介護予防認知症対応型通所介護に係る改正で、第 9 条 1 項及び第 2 項は引用する条項の整理でございます。73 ページになります。第 39 条の改正は第 1 項を第 3 項に、第 2 項を第 4 項にそれぞれ改め、第 1 項及び第 2 項に介護予防認知症対応型通所介護と類似する地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携や運営の透明性を確保するため運営推進会議の設置、開催回数、記録の公表等についての規定を新たに加え、第 5 項は囲い込みによる閉鎖的な提供が行われないよう地域の利用者へのサービス提供に努めることを規定に加えるものでございます。第 40 条第 2 項第 6 号の追加は、前条第 2 項の追加に伴い条項を整理するものでございます。

74 ページになります。第 44 条から 75 ページの第 65 条までは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る改正で、第 44 条は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が兼務できる同一敷地内にある施設等に、指定地域密着型通所介護事業所を加えるものでございます。第 62 条は介護予防認知症対応型通所介護に、地域との連携等が新たに設けられたことから準用するため削除するものでございます。75 ページになります。第 64 条は介護予防認知症対応型通所介護に地域との連携等の規定が新たに設けられたことから、引用する条項を整理するものでございます。第 65 条は引用する条項及び読み替え規定の整理でございます。

76 ページの第 85 条及び第 86 条は介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる改正で、第 85 条は介護予防認知症対応型通所介護に地域との連携等の規定が新たに設けられたことから、引用する条項を整理するものでございます。第 86 条は引用する条項及び読み替え規定の整理でございます。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成 29 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、議案第 14 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） この一部改正に対する社会的な背景という、私自分で解釈するのには、認知症の方々が新聞紙上で非常に最近増えているという背景があるからこれ一部改正できているんだなという、私個人的にはそういう考え方を持つんですけども。そこで、説明の中で、地域で云々くんぬんという説明があったんですけども、そういう認知症の方々が増えることによって、地域でも見守っていくとかって言いました。説明で。

言っていなかった。ああ、そう。まあ、全部が全部そうでないですけども、一部にそういう背景もありますよという押さえ方でいいんでしょうかね。どうでしょうか。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 今回の条例改正は議案第13号、議案第12号からのこの一連の関連がありまして、先ほどの議案第13号におきまして認知症対応型通所介護に、いわゆる運営推進会議の設置が追加されまして。で、今回の14号についてはその認知症対応型通所介護の、いわゆるその通所介護の部分、要支援1、2の方が利用される部分のその施設において、先程の運営推進会議の規定が追加されましたので、それに倣って今回この規定を追加するということをございまして。認知症が増えているというのは、八雲町においてもその通りでございますけれども、それはそれと。今回の条例改正は施設の基準の追加ということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 理解したいと思うんですけども、どうもこの介護保険制度が導入される時、私もよく旧熊石町の議会で議論したんですけども、ちょっとかじっただけなんです。で、次から次と国の介護保険が一部改正、何の改正どうのこうのといった、自分の頭の中で整理つかなくなって、ある時期もう見るのも嫌になった時期があったんですよ。だから今こういう字句がぼんぼん、ぼんぼん出てきても、今の私の知識の中では追いついていかない。その都度聞くんですけども、どうもこの辺の介護保険の一部改正のスピードが、当初出た時と最終的な国が求めようとする介護保険のスピードが速くなって、常に毎年のように一部改正、一部改正というふうな、これも途中のことだと思うんですけども。今後こういうふうな介護保険については、このような手法が国の方からまだまだ来るっていう押さえ方をしておけばいいと私は思うんですけども。いかがでしょうか。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 介護保険法の改正につきましては、これまでの国の法律の改正を見ますと、今は第6期の介護保険事業の期間で、平成27年から平成29年の期間なんですけれども。今までも基本的にはその3年、3年の周期でということで、大きな改正は27年度にありました。今、国の動きを見ますと次の第7期、30年から32年の期間を次に迎えるんですけども、それに向けて29年度の時期的には多分年度末になると思うんですけども、また新たに介護報酬の改正になるような動きもあるようには新聞報道とか

で出ておりますので。また来年度中には、大きな改正になるかは分かりませんが、また改正があるのではないかと考えてございます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 7 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 議案第 15 号八雲町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議案第 15 号八雲町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書 78 ページをご覧ください。本件は道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用面積の基準等が見直されたため、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。現行の道路占用料の額の計算方法におきましては、占用物件の専用面積や長さについて 1 平方メートルまたは 1 メートル未満の端数を切り上げることとしているところ、少数第 2 位の 0.01 平方メートルまたは 0.01 メートル未満の端数を切り捨てて計算することとする改正を行いまして、占用面積の計算方法を細かくするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 15 号についての提案説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 小さいことなんですけれども、こういうときはセンチメートルの方が良いんじゃないかなと思うんですけれども。なぜメートル表記にこだわるんでしょうか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 道路法施行令の一部改正、政令の改正に、国の表記に倣ったということでございます。確かに個人によりメートルだとかセンチメートルというのは、使いやすいというのは個々人によると思いますけれども、国の法令に沿って条例を改正したということでご理解願います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 17 号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議案第 17 号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案書 92 ページでございます。この度の改正は第 5 条組織の改正で、平成 25 年度に着工した本館棟他改築工事が 4 月に終了することや、事務局体制の平準化、さらには懸案事項である経営を主体的に担当する部署を新設するものであり、現行の事務局体制を 3 課から 4 課に改正しようとするものであります。庶務課は現行の管理課分掌事項である施設管理部門を除き、職員の人事や給与、法制、財務や経理等の業務を行う部署とするものであります。経営企画課は院長直結の経営戦略部門として、総合的な調査・研究、企画、病院経営、広報等の業務を担う部署として新設しようとするものであります。施設課は許認可、施設等の維持管理及び車両管理、防災、現行の建設企画課分掌事項である院内情報化の総合調整、ホームページ管理等の業務を担う部署として新設しようとするものであります。

改正の内容につきましては、第 5 条第 1 号イ、事務局の（あ）に庶務課を。（う）に経営企画課を、（え）に施設課を加えるものでございます。

附則につきましては、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） この経営企画課というのは院長直轄ということですが、何名でどのようなメンバーを考えているのですか。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 現在はですね、今考えている中では、今の現行の課長については現行のままの 4 名で考えておりまして、この経営企画課については人事の関係がありまして、まだどのような形になるかは分かりませんが、今、課長職、次長職、係長職という形で検討をしている最中でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 人事の部分があるということで、答えづらい部分があると思いますけれども。この経営企画課というものを設けるということは、非常に良い事だなというふうに思います。で、その上で、民間人の登用というのはどのようにお考えなのかなという部分なんです。どうしても地方公務員という立場の中でやっていくと、今までの枠組みにはまった中での考え方だとかしか中々出てきづらい部分もありますし、広報活動等においても、やはり幅広い見識を持った人間を入れて、内部からの改革という部分も考える必要があるのかなというふうには思うんですけれども。その辺のご見解、話せる範囲で示しいただきたいと思います。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 今の岡田議員のご質問、まあ執行権、人事権の問題もありますけれども、町では社会人枠といいますか、経験者を職員として採用するという、ここ何年間かありますので、例えば今後病院のことをよく知っている方を採用してこちらの方にまわすとか、そういうことは今後考えられるのではないかというふうに私は思っておりますし、今議員おっしゃいますように民間の経験をされた方がこういう組織の中に入ってくるということについては、病院としては新しい考え方を入れるということでは、私としては大変いいことだなというふうに思っております。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 今、岡田議員さんの方から民間人の登用ということでご提案が

ありました。実は今回、三田院長さんの意向もありまして、民間人の方にもいろいろとあったんですけども、最終的にはお断りされて。そういう経緯もありますので、今後また検討していきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 20 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 9 議案第 20 号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第 20 号財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

議案書 95 ページをご覧ください。本件は、障がい者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所として北海道より指定を受け、就労継続支援 B 型事業所八雲シンフォニーを運営する特定非営利活動法人八雲元気村に対し、新たに設置する作業所の用地として町有地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

無償貸付する財産の種別は土地で、所在地は二海郡八雲町東町 289 番 20 でございます。貸付面積は 276.9 平方メートルのうち 152.27 平方メートルでございます。無償貸付する相手方は、二海郡八雲町栄町 56 番地 12、特定非営利活動法人やくも元気村、理事長赤井義範でございます。無償貸付する理由は、障害福祉サービス事業所の運営のため無償で貸付しようとするものでございます。無償貸付する期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 59 年 3 月 31 日までとしようとするものでございます。

以上、議案第 20 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 21 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 21 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（井口貴光君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（井口貴光君） おはようございます。議案第 21 号指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書 96 ページでございます。現在、八雲町熊石デイサービスセンターの管理については、社会福祉法人熊石敬愛会が行っておりますが、本年 3 月 31 日で指定管理期間が満了となることから、去る 2 月 9 日に開催した指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者として決定した社会福祉法人熊石敬愛会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称は、八雲町熊石デイサービスセンターでございます。指定管理者として指定するものは、八雲町熊石平町 324 番地 202、社会福祉法人熊石敬愛会、理事長大江靖明であります。指定する期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まででございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 21 号指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 指定管理者の指定が 4 年間になっていますけれども、その理由を教えてくださいなんでしょうけれども。

○住民サービス課長（井口貴光君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（井口貴光君） ただ今、指定管理期間についてのご質問でございますけれども。一般的には地方自治法上では何年という規定はございません。ただ、一般的には3年から5年ということで各自治体が指定をしているということで、八雲町の場合は指定管理期間を5年間ということで取り扱っているということでございますけれども。今回の指定管理期間が4年間ということで、昨年の3月定例会の中で、この熊石デイサービスセンターの指定管理について議決をいただいております。くまいし荘の改築が予定されていたということで、本来は指定管理期間を5年間とすべきところを1年間とした経緯がございます。この1年間としたのは、その改築が予定された中で施設の体制について見通しがまだつけられなかったといった部分で1年間としたわけでございますけれども、今回引き続き社会福祉法人敬愛会に指定管理を行う事が出来るということでございますので、本来であれば5年間としたところを1年間とした、残りの4年間を指定管理ということで、指定期間を定めるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。他にございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） これね、この議案書は了解するんですけども。財産の貸付とかそういうやつ、3年とか30年とかっていうこと来ているんですけども。統一するという考え方は総務課長ないでしょうか。いや、どうせ町有地を無償貸付するとなれば、3年とか10年とかのスパンでなく、30年なら30年貸しますよというふうにして。まあいろんなことが想定される案件ですけども、統一しておいた方がいいのかなと思うんですけども。いかがでしょうかね。

（何か言う声あり）

○7番（田中 裕君） 分かった。すみません、私の質問が間違っていました。

○議長（能登谷正人君） 取り下げますか。

○7番（田中 裕君） 取り下げます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 18 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 11 議案第 22 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 22 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第 22 号指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書 97 ページになります。本件は八雲町大新簡易水道施設の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

1 公の施設の名称、八雲町大新簡易水道施設。2 指定管理者として指定する者、八雲町大新 21 番地、八雲町中央地区営農用水利用組合、組合長太田真樹夫。3 指定する期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までであります。

当利用組合を指定管理者として指定する理由でございますが、当簡易水道は昭和 39 年より大新及び熱田地区の農業地帯の地域水道として供用が開始され、管理運営につきましても当初より地域で八雲中央地区営農用水利用組合を組織していただき、指定管理者として運営を行ってきたところでございますが、平成 29 年 3 月 31 日で指定期間が終了することから、引き続き指定管理者として指定し管理運営をお願いするもので、選定委員会でも了承されております。議案第 16 号の条例改正で説明いたしましたが、水道事業の設置等に関する条例で指定管理者の規定を設けましたので、大新簡易水道施設が水道事業施設となっても引き続き指定管理者として指定するものであります。

以上、第 22 号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 23 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 23 号町道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議案第 23 号町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案書 98 ページをご覧ください。本件は道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、町道路線の廃止について議会の議決を求めようとするものでございます。

概要説明書の 9 ページ、別紙 3 の平面図をご覧ください。当該路線につきましては落部地域の落部川沿の右岸の堤防上に位置しておりまして、昭和 7 年 12 月 17 日に当時の落部村で路線認定されたものでございます。落部川は堤防敷地を含めた河川敷地内にありまして、2 級河川として北海道で管理されており、これまでも河川改修事業や河川災害復旧事業を実施し、通常の維持管理も函館建設管理部が行っております。北海道からは現在のように河川管理敷地内において町道があることによりまして、今後の河川事業や災害復旧等で町に対する費用負担等の協議もありえるということから、道と協議の結果、町道を廃止する事が適切だと判断したところであります。

なお、現況の道路は農家の耕作道、それから小中学生の遠足・レクリエーション用の道路として利用されておりますが、北海道とは今後もこれまで通りの利用形態でよいという確認を得ておりますので、特段の支障はないものと考えております。

議案書 98 ページをお開きください。廃止する町道の路線番号は 32121 番。路線名は落部川沿線。起終点及び主要な経過地は記載のとおりです。道路延長は 2,936.80 メートルでございます。

以上、議案第 23 号町道路線の廃止についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 29 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 議案第 29 号平成 28 年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第 29 号平成 28 年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

追加議案書をお開きください。一時借入金として、第 1 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により一時借入金の借り入れの最高額を 3,000 万円と定めるものです。八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計は平成 28 年度をもって廃止されます。廃止する日付が 3 月 31 日をもって廃止となり、これまでであれば 4 月に入ってくる国からの補助金などは出納閉鎖期間が設けられ、そこで処理できましたが、今回の会計の統合では一般的な処理が出来ず、打ち切り決算となるため歳入不足となります。このため一般会計より一時借入金として処理するもので、この場合予算に限度額を定めておく必要があることから、この度、追加議案として上程するものでございます。

なお、一時借入ですので、4 月に入った時点で水道事業会計より一般会計に支払い処理を行います。

以上、簡単ですが議案第 29 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 諮問 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は現人権擁護委員である石川和子氏の任期が平成 29 年 6 月 30 日をもって満了となるため、後任者の推薦について人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるもので、再度、同氏を推薦しようとするものであります。

同氏は平成 26 年 4 月から現在まで 1 期 3 年間にわたり人権擁護委員を務め、積極的に活動をされ、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じた方であります。従いまして、同氏を人権擁護委員の適任者として再度推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げ提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本件については質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、石川和子さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 15 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 号 発議第 1 号無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境整備、とりわけ無

料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014 年度に観光庁が行った平成 26 年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線 LAN 環境が 30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設における Wi-Fi 環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

記 1、鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対する Wi-Fi 整備支援事業を一層拡充すること。2、日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所における Wi-Fi 環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。3、防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点への Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 16 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 発議第 2 号過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 2 号過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明させていただきます。

昨年に平成 27 年国勢調査の結果がまとまり、調査開始以来、初めての人口減少が明らかになった。国勢調査に基づき、人口減少率、高齢者比率及び若年者比率、財政力指数などを見直すと、新たに過疎地域に追加されるべき自治体が増えることが予想されている。

記 1、平成 27 年国勢調査に基づく過疎地域の指定に当たっては、平成 22 年の改正及び平成 26 年の改正と同様に、現行過疎市町村に追加して指定すること。2、過疎対策事業債の対象事業に、上水道に移行した旧簡易水道施設の整備及び市町村立の大学・専修学校・各種学校・特別支援学校の整備を追加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、どうかよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 発議第 3 号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 3 号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書について、提出者を代表して提案説明させていただきます。

指定給水装置工事事業者制度は、平成 8 年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきました。しかし、平成 25 年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約 3,000 社、違反行為件数は年 1,740 件、苦情件数は年 4,864 件など、トラブルが多発している実態が明らかになりました。

記 1、指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。2、水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、どうかよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 18 発議第 4 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 18 発議第 4 号自衛隊部隊の南スーダンからの撤退・派遣中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番(横田喜世志君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4 番(横田喜世志君) 発議第 4 号自衛隊部隊の南スーダンからの撤退・派遣中止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

防衛省は南スーダン P K O の陸上自衛隊部隊の日報などの文書を今年 2 月 7 日に公表しました。当該文書は多くが黒塗りされていますが、戦闘の様子が生々しく伝わってくるものでありました。深刻な内戦状態にある南スーダンの現状は明らかに P K O 5 原則に反しています。よって、派遣を中止することを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 19 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 発議第 5 号共謀罪の国会提出に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 5 号共謀罪の国会提出に反対する意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

かつて国民の強い批判で3度も廃案になった共謀罪法案を、政府は3月にも国会提出する構えです。犯罪行為は実行された時のみ処罰されるというのが、近代の刑罰の基本です。ところが共謀罪が成立すれば、犯罪を実行していなくても計画したとか、相談しただけで罰せられる恐れがあります。しかも法務省は16日、犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合には、組織犯罪集団に当たり得るとの見解を示しました。犯罪を実行することを目的とした団体に限られるとの立場を変え、犯罪とは関係のない集団についても、会話や電話、メールでのやり取りの内容を捜査して、犯罪集団に一変していると判断すれば処罰の対象にされてしまいます。捜査機関の恣意的判断で、一般市民も共謀罪の対象となることが明らかになりました。日本はテロ対策の国際条約をすでに13も結んでいます。テロ対策の法律もあり、対策はできています。政府もこうした国際条約の中に、新たに共謀罪の創設が必要だとする国際組織犯罪防止条約は含まれていないと説明しています。

政府においては、国民の基本的人権、内心の自由を脅かす共謀罪の国会提出を行わないように求めます。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 20 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 発議第 6 号国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 6 号国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティの廃止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

地方自治体はそれぞれの財政情勢のもとで子ども医療費の助成を行い、子育てしやすい環境づくりに努力しています。

よって、国においてはペナルティの全面的廃止と、廃止に伴い生じる財源を市町村の判断で活用させることを求めものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 7 号準要保護世帯に対する就学援助の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○3番（佐藤智子君） 発議第7号準要保護世帯に対する就学援助の拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

2017年度予算案で要保護世帯に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が、小学生が現在の2万470円から4万600円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円にそれぞれ引き上げられることは、その要求を求めてきた関係者や父母らから大変喜ばれています。ところが、生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯である準要保護世帯に対しては、当時の政府が2005年に就学援助の国庫補助金を廃止し、一般財源化したことで、支給額や基準を縮小する自治体が広がりました。

よって、国には生活保護に準じる準要保護世帯への国庫補助金を復活・拡充させると同時に、単価に見合った交付税算定額を引き上げることを求めます。

議員各位のご賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第22 発議8号

○議長（能登谷正人君） 日程第22 発議第8号新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第8号新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

政府が創設を決めた給付型奨学金の内容は、住民税非課税世帯であって、かつ成績優秀に限定されたため、対象者が2万人で、学生55人に一人という割合であります。国民の所

得が低下している中で、学費や生活費を払えずに進学をあきらめざるをえない。せっかく進学しても深夜までアルバイトで勉学に支障が出る。さらには中退に追い込まれることがあってはなりません。

よって、国には新たに創設する奨学金の対象規模を拡大するよう求めるものでございます。

議員各位のご賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 同数になりました。で、私の判断ということで。

それでは私も可決とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 23 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23 発議第 9 号国民健康保険における子どもにかかる均等割額の免除及び軽減に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 9 号国民健康保険における子どもにかかる均等割額の免除及び軽減に関する意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

国民健康保険の均等割額は国民健康保険加入者一人ひとりに均等にかかるものです。家族に子どもが増えると保険料の負担が重くなるこの仕組みは、子育てに関する様々な負担軽

減策を進めている自治体の政策とも相容れないものとなっています。また、同じ医療保険制度でありながら、被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担であり、早急な見直しが求められます。

よって国には、子育て支援の観点から国民健康保険における子どもにかかる均等割額について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の負担による免除及び軽減の見直しを早急に検討し、結論を出すよう求めます。

以上、議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 24 発議第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 24 発議第 10 号北朝鮮によるミサイル発射に抗議する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14 番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○14 番（黒島竹満君） 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する意見書について、提出者を代表し提案説明をさせていただきます。

昨年 1 月 6 日、北朝鮮は水素爆弾の実験を実施した旨を発表した。また、2 月 7 日、日本をはじめ国際社会からの強い自製の申入れにもかかわらず、人工衛星と称する弾道ミサイル発射を強行した。さらには、本年 3 月 6 日、日本の排他的経済水域内に向けて弾道ミサイルを発射した。これは国連安保理決議二〇八七号、二〇九四号、二三二一号等の一連の決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反するものであります。

八雲町議会として断じて容認できず、北朝鮮に対し厳重に抗議し、強く非難する。さら

に一連の国連安保理決議を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決に全力を挙げるべきである。

よって、政府においては、拉致問題を含む人権侵害を明記した新たな制裁措置を含む安保理決議が早急に採択されるよう、関係各国と連携し折衝を加速させるべきである。また、我が国においても、政府が独自の対北朝鮮制裁措置を取ることを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急かつ包括的な解決を図るために、総力を挙げた努力を傾注することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第 73 条の規定により特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 平成 29 年第 1 回定例議会が閉会するにあたり、議員の皆様にご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

本定例会は 3 月 9 日を初日として、本日まで 9 日間の会期を要するものとなりましたが、議員の皆様には終始熱心なご論議と慎重なご審議をいただき、敬意と感謝を申し上げます。

本定例会は 29 年度一般会計をはじめとする各会計予算、提出いたしました議案等の件数は 30 件を数え、一般会計・特別会計及び企業会計を含めた予算総額 279 億 5,500 万あまりの新年度各会計予算であり、町政執行を具現化したものでありますが、年度途中で対応しなければならないものも出てくると予想されます。その際には追加補正で予算措置をお願いすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

予算特別委員会の正副委員長の責務を勤めていただきました横田議員さん、宮本議員さんには、そのご尽力とご配慮に心から御礼を申し上げます。審議の過程におきまして賜りました議員皆様方のご意見・ご指導等につきましては、今後の予算執行にあたって十分検討をさせていただく所存であります。特に 29 年度は、28 年度から作業を進めております 30 年度から向こう十年間のまちづくりの芯となります第二期八雲総合計画の策定、北海道新幹線仮称新八雲駅周辺整備の基本計画策定、将来に渡って持続可能な生活環境空間、インフラ整備に向けた立地適正化計画の策定、平成 32 年度に移転決定されている国立八雲病院跡地の利活用について検討を始めなければなりません。

そして一般質問でもありましたように老朽化が著しい役場庁舎建設について、町民アンケート等にもありましたように各種施設の複合化について検討をはじめたいと思います。

このように新年度以降は 20 年、30 年、50 年先を見据えた八雲町の将来のまちづくりを考える各計画の策定に取りかかりますが、全て関連がありますので大変重要な年となると認識をしております。議員の皆様方、町民のご意見、ご提言、ご指導をいただきながら進めてまいりますので、どうぞ変わらぬご協力をいただきたいと思います。と存じます。

懸案でありました八雲総合病院も外構整備の完成をもって 5 月のグランドオープンを迎えることとなりました。引き続き東雲幹線道路改良事業を進め、利用しやすい病院として周辺整備に努めてまいります。そして北渡島檜山の地域センター病院、災害拠点病院として地域住民の期待にしっかりと応えられる最善の努力をしております。

私が町長に就任してから 3 年 5 ヶ月となりました。この間、自らがトップセールスマンとなり、各省庁や多くの企業をまわり、八雲町を良くしたいとの一心で八雲町を売り込み、アピールしてきました。その種がつぼみとなり、大きな花となるよう成果が少しずつ見え始めてきており、さらに前に進む勇気となっております。黙って待っているのでは進展ありません。全国的な人口減少が進む中で八雲町は減少率を最小限に抑えるためにも、これからも情熱をもって努力を続けてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年度以降も議員皆様方には引き続き町民の幸せと町発展のため、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせ

ていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

平成 29 年第 1 回定例会の閉会にあたりまして、大変皆様ご苦勞様でございました。本定例会は去る 3 月 9 日から本日まで 9 日間にわたり開催され、6 人の議員による一般質問が活発に行われ、また平成 29 年度予算案をはじめとする諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了いたしました。ここに無事閉会の運びとなりましたのは、予算特別委員会正副委員長及び議員各位並びに町理事者と関係職員皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。

町長をはじめ理事者各位におかれましては、本定例会において成立をみました各議案の執行にあたり、適切なる運用をもって進められ、町政発展と町民の幸せの為、一層のご努力をされますようお願い申し上げます。

また、本会議及び予算委員会において議員各位から述べられました意見・提言等を十分尊重し、今後の行政運営に反映されますよう望むものであります。

我々議員も町長同様、今期任期が約半年となり、残された期間はわずかではありますが、「開かれた議会、分かりやすい議会」実現のため、議会報告会や一般会議を開催し、常に町民目線で町政を見つめ、今後とも邁進していく所存であります。

終わりになりますが、今年度で退職を迎えられた職員の皆様におかれましては、長年にわたり八雲町の発展のためにご尽力された多大なる功績に、改めて敬意を表する次第であります。

また、議員各位におかれましては今月下旬に議会報告会が計画されており、準備会を中心に進められているようですが、健康に十分注意され、町民の福祉向上のため、一層のご尽力を賜りますことをお願いを申し上げます。閉会にあたってのご挨拶といたします。

ありがとうございます。大変皆様ご苦勞様でした。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） 本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成 29 年第 1 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1 時 20 分〕